

使用料・手数料の見直しに関する基本方針

令和7年7月
高知市

はじめに

市はさまざまな公共施設を有し、市民の皆さまには市民活動、福祉、文化・スポーツ活動の拠点等に利用していただいています。また、市では住民票や各種証明書の交付といった行政サービスを提供しています。

これらの施設やサービスにかかる経費は、公費によって賄われていますが、全額を公費で賄うと、利用者と非利用者に同じ負担が生じ、負担の公平性が図られなくなってしまいます。そのため、利用者の受益負担分として、地方自治法及び条例に基づき、使用料や手数料を徴収し、施設やサービスの運営経費の一部に充てているところです。

本市ではこの使用料・手数料について、度々見直しを行っておりますが、平成 21 年度の改定後は、基準自体の見直しは行わず、消費税増額分のみを反映した改定を行っています。

しかしながら、平成 21 年度から現在までの間、物価上昇に伴う施設維持費や人件費の増加、施設自体の老朽化、デジタル化によるデータアクセス速度の上昇など、市をとりまく社会情勢は大きく変化しています。

そこで、現在の社会情勢を踏まえた受益者負担の適正化を図るために、新たに「使用料・手数料の見直しに関する基本方針」を策定いたします。この方針の策定により、使用料・手数料の算定にかかる基本的な考え方を明らかにし、適正な価格を検討するとともに、社会情勢の変化に応じて適宜方針の見直しを行い、利用者と非利用者の公平性を確保してまいります。

1 基本的な考え方

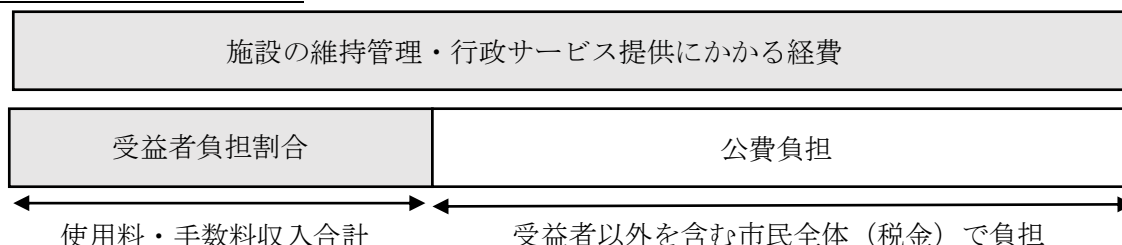
(1) 受益者負担の原則

施設の運営管理費や各種証明書の行政サービスの提供にかかる経費は、その多くが公費で賄われています。その公費の中には、その施設や行政サービスを利用しない市民の方が納付した税金も含まれています。

これらの経費を全額公費で賄うと、施設やサービスを利用する方は市民全員の負担で特別な利益を得るのに対し、利用しない方は費用を負担するだけで利益を得られないという不公平が生じてしまいます。

そのため、直接サービスを受ける方が相応の経費を負担し、利用者負担の公平性を図る「受益者負担の原則」を、使用料・手数料の算定の基本とします。

◇ 経費負担のイメージ



(2) 算定根拠の明確化

受益者負担を求めるためには、応分の負担の算定根拠について、透明性と公平性を担保する必要があります。そのため、施設利用やサービス利用に関する原価（コスト）及び適正な受益者負担を求めるための算定の仕方について、統一的な考え方を示すこととします。

(3) 効率的な行政サービス提供の取組

施設管理の運営及びサービスの提供にかかる経費が原価計算の基礎となることから、市は業務運営の効率化等経費削減に努めるとともに、市民サービスの満足度の維持・向上を図ります。

(4) 一般会計、特別会計及び公営企業会計の取り扱い

本方針は、一般会計に適用します。

特別会計又は公営企業における料金の改定は、独立採算の原則に基づき、各事業の特性を踏まえて判断するため、本方針の対象外とします。

(5) 消費税の取り扱い

使用料・手数料の原価算出には、行政が仕入れにかかったコストを受益者負担分に転嫁するため、消費税分を含めます。そのため、消費税率の引き上げ等、税制改正が行われた場合には、これを適正に反映します。

2 使用料

(1) 使用料の定義

使用料とは、行政財産又は公の施設の利用に対して徴収する金銭をいいます。（地方自治法第 225 条）

大まかに、公民館や総合運動場等の体育施設等の施設利用の対価として支払う使用料と、行政財産を本来の目的以外に許可を得て使用する際の使用料など、土地や建物の貸付料としての性格が強い使用料に分けられます。

(2) 本方針の対象施設

貸室・貸館を行っている施設を対象とします。

ただし、貸室等を行っている施設のうち、以下の施設は対象外とします。

- ① 法令で使用料を徴収できない施設
（例）小中学校，図書館
- ② 不特定多数の市民に常時開放することを目的としている施設
（例）公園
- ③ 他の観点も踏まえて個別に検討する必要があるもの
（例）市営住宅，保育所，放課後児童クラブ，駐車場，バスターミナル
墓地公園，社会体育施設，火葬場使用料

なお、対象外の施設においても、受益者負担の考えを踏まえながら、物価高騰等の社会情勢の変化に対応できるよう適宜見直しを行います。

(3) 指定管理者制度導入施設の取り扱い

指定管理者制度を導入している施設の使用料についても、社会情勢の変化に伴う経費変動等に適切に対応するため、本方針に基づき見直しの対象とします。

ただし、これらの施設の料金設定は、指定管理者が申請し、市が承認することから、見直しの反映は、条例上その上限額の設定にとどまります。

実際の施設利用料金については、指定管理者との協議により個別に設定しますが、指定管理料の算入にあたっては、上限額の使用料による収入があるものとして積算を行います。

(4) 施設別受益者負担割合

受益者負担の原則により、受益者には応分の負担を求めますが、市の施設には行政関与の必要性が高いものから、民間で類似サービスを提供しているものまで、さまざまな種類があります。これらの多様な施設に一律の受益者負担を設定することは、施設の設置目的や利用形態にそぐわないものが出てくることから、施設の性質に応じて、次のとおり割合を設定します。

① 性質による分類

ア 市民生活における必需性

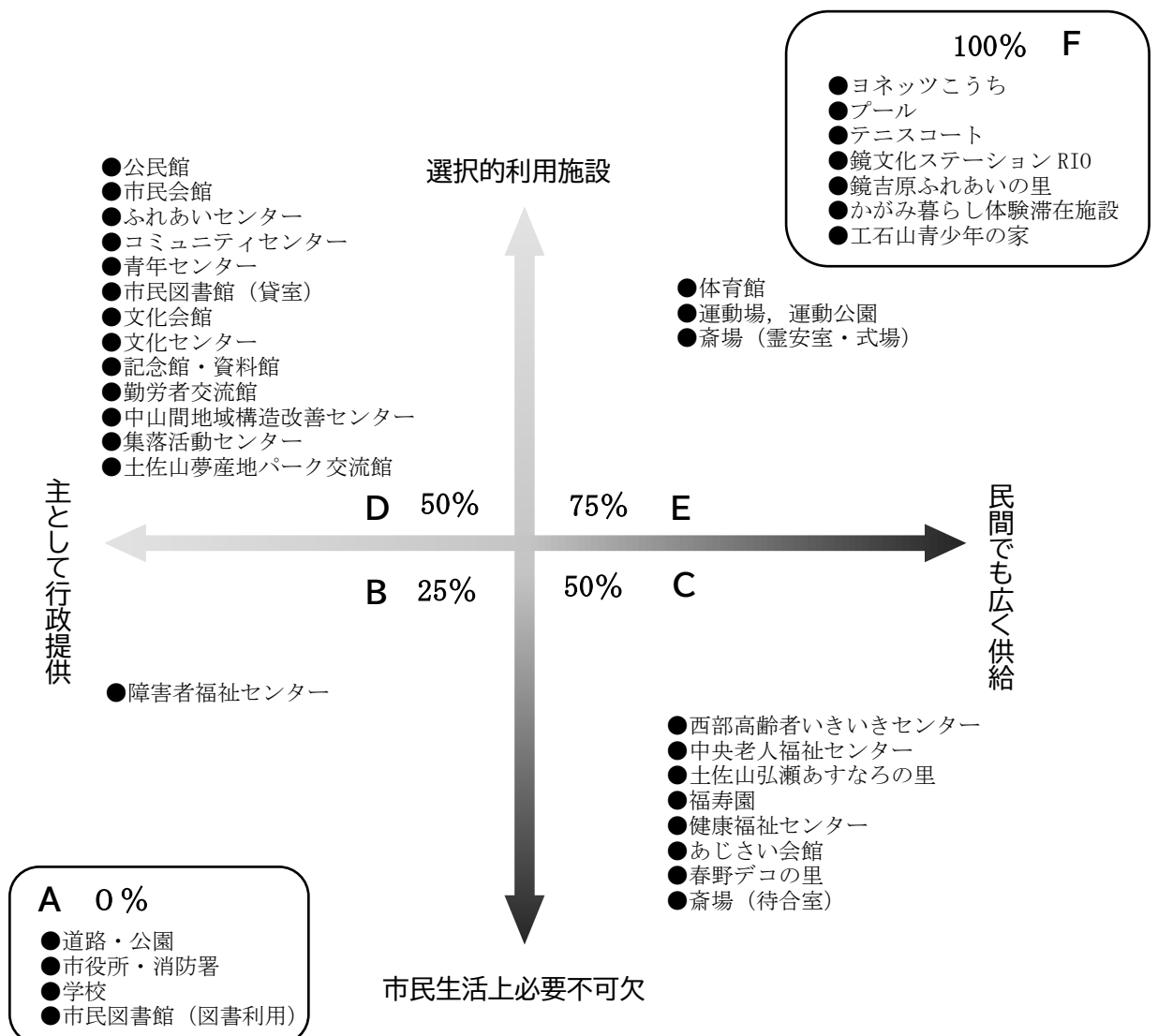
- ・高：市民が日常生活を営む上で、必要不可欠なもの
- ・低：日常生活をより便利で快適にするために、個人の意思で選択的に利用するもの
必需性が高い施設ほど公費負担の割合を高く設定し、低いほど受益者の負担割合を高く設定します。

イ 市場性

- ・高：民間でも広く供給されており、行政と民間が競合する施設
- ・低：民間では提供されにくく、主として行政が提供する施設
市場性が高い施設ほど受益者の負担割合を高く設定し、低いほど公費の負担割合を高く設定します。

② 性質別受益者負担割合

必需性及び市場性から各施設を以下のA～Fの区分に振り分け、区分ごとの受益者負担割合を設定します。



(5) 使用料の算定方法

施設の恒常的な維持管理経費の一定割合を受益者に負担していただくため、以下の算定方式とします。

$$\text{使用料} = \text{原価} \times \text{受益者負担割合}$$

① 原価の対象となる経費

- ・ 経常的な維持管理経費：消耗品費，光熱水費，委託料，保険料，修繕費，土地借り上げ料，機器賃借料等
- ・ 施設管理にかかる人件費
- ・ 減価償却費（※）

※ 減価償却費は，固定資産の購入額を耐用年数に合わせて分割し，必要経費とすべきという考え方に基づいて算出されます。公共施設についても，複数年に渡って使用されることを踏まえると，複数年間の受益者間で施設整備費や大規模改修費の負担の公平性を確保する必要があります。したがって，施設等の耐用年数に応じた減価償却費を使用料原価として算入します。

② 原価の算定方法

施設の利用形態により，以下の2つに分類します。

ア 占有利用施設

ホールや会議室のように，一定の貸室等の区画を特定の団体・個人が利用する施設は，1時間あたりの当該区画面積分にかかる経費とします。

$$\text{原価} = \text{対象経費(年間)} \div \text{貸出面積合計} \div \text{年間利用可能時間} \times \text{利用面積} \times \text{利用時間}$$

(例) 年間維持管理経費 1,000 万円，貸出面積合計 1,000 ㎡，年間利用可能時間 2,000 時間の施設で，会議室 A (100 ㎡) を 1 時間利用する場合の原価

$$\begin{aligned} 10,000,000 \text{ 円} \div 1,000 \text{ ㎡} \div 2,000 \text{ 時間} &= 5 \text{ 円} / \text{㎡} \cdot \text{時間} \quad (1 \text{ ㎡} 1 \text{ 時間あたりの原価}) \\ 5 \text{ 円} \times 100 \text{ ㎡} &= 500 \text{ 円} / \text{室} \cdot \text{時間} \end{aligned}$$

1 時間あたりの原価 500 円

イ 個人利用施設

プールのように，不特定の個人が同時に利用する施設は，一人あたりの利用にかかる経費とします。

$$\text{原価} = \text{対象経費(年間)} \div \text{年間利用人数}$$

(例) 年間の維持管理経費 1,000 万円，年間利用者 2 万人のプール

$$10,000,000 \text{ 円} \div 20,000 \text{ 人} = 500 \text{ 円} / \text{人}$$

1 人あたりの原価 500 円

(6) その他料金設定の考え方

① 入場料を徴収する利用者及び営利目的利用者の取り扱い

プロスポーツやコンサートなど、入場料を徴収する興行利用のため施設利用する場合や、営利・営業・宣伝を目的とした利用の場合は、割り増し料金を設定できるものとします。

② 時間帯及び曜日の違いによる取り扱い

使用料の原価算出においては、時間帯や曜日の違いを区別せずに全経費を対象として取り扱いますが、施設の特性を踏まえ、利用者の分散や稼働率の向上を図る観点から、時間帯や曜日によって料金格差を設けることが適切な場合は、必要に応じて別料金設定ができることとします。

③ 料金区分の取り扱い

使用料は1時間単位での料金設定を基本としますが、施設における利用形態等を勘案し、午前・午後・夜間による区分が適当な場合は、時間帯区分の料金設定ができることとします。

3 手数料

(1) 手数料の定義

手数料とは、特定の者に対して事務を行う際に要する費用を徴収する金銭をいいます。(地方自治法第 227 条) 主なものに、戸籍抄本交付手数料、納税証明手数料等があります。

(2) 見直しの対象

原則としてすべての手数料を対象としますが、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」に定めのある事務の手数料については、政令に従うものとします。

また、県や近隣市町村との均衡が必要なものは、改定に向けて協議を進め、協議が整い次第改定を行うものとします。

(3) 受益者負担割合

手数料は、受益者のためだけに事務を行い、その事務に要する経費を負担していただくものという性質から、受益者負担割合は 100%とします。

(4) 手数料の算定方法

サービスの提供に必要な経費を負担していただくため、以下の算定方式とします。

$$\text{手数料} = \text{原価}$$

① 原価の対象となる経費

- ・ 人件費：事務を行うために直接従事する職員に要する費用
- ・ 物件費：申請書や証明書等の消耗品費、郵送料等の通信運搬費、印刷製本費など事務を行うために要する人件費以外の費用

② 原価の算定方法

1 件の処理時間にかかる人件費や物件費を積み上げて算定します。

$$\text{原価} = 1\text{時間あたりの人件費} \times 1\text{件あたりの処理時間} + 1\text{件あたりの物件費}$$

(例) 1 時間あたりの人件費 3,333 円、1 件あたりの処理時間 30 分、1 件あたりの物件費 122.5 円（証明書印刷代 0.5 円、用紙代 1 円、郵送料 110 円、封筒 10 円）の場合

$$3,333 \text{ 円} \times 30 / 60 \text{ 分} + 122.5 \text{ 円} = 1,789 \text{ 円} \quad \underline{\underline{1 \text{ 件あたりの手数料 } 1,789 \text{ 円}}}$$

- ※ 算出の基礎となる人件費単価は、職員の配属状況や働き方によって左右されるべきではないことから、地方交付税交付にかかる単位費用の積算に用いる統一単価のうち職員 A、職員 B の単価平均から算出します。

4 その他調整事項

(1) 激変緩和措置

見直しを行った結果、改定料金が現行料金を大幅に上回る場合、利用者の負担が急激に増加することとなり、市民生活への大きな影響を及ぼすことが想定されます。

そのため、使用料の改定にあたっては、原則として上昇幅の2分の1を加算した額を改定価格とし、使用料・手数料ともに現行価格の1.5倍を上限、0.5倍を下限とします。ただし、周辺の類似施設の使用料や類似事務の手数料と比較して著しく均衡を欠く場合は、必要に応じ、現行の1.25倍を上限として改定額を調整するものとします。

今後の見直しにおいても急激な変化を避けることとし、最終的に適正な負担額へ近づけます。

(2) その他個別事由による調整

使用料・手数料については、各施設や手数料事務の特性や現状を踏まえ、必要に応じ個別の調整を行うものとします。

(3) 現在無料である施設の取り扱い

現在無料である施設においても、受益と負担の公平性の観点から利用者に負担を求める必要があるものは、有料化を検討していくこととします。

5 見直しサイクル

使用料・手数料は、かかった経費を対象として原価算出をしているため、社会情勢の変化を適切に反映することが必要です。そのため、4年ごとを目途に見直しを実施することとします。なお、急激な社会情勢の変化があった場合は、適宜見直しを実施します。

6 減免措置の考え方

使用料・手数料の減額・免除は、公共・公益上の必要性や障がい者の社会参加の促進などの目的で政策的特例措置として実施しています。

しかしながら、減額・免除を行うことは、「受益者負担の原則」の例外的措置であり、減額・免除分は非利用者を含む市民が納めた税金で賄うこととなります。

そのため、使用料・手数料の減額・免除にあたっては、本来の目的や必要性に応じてできるだけ限定した範囲とすべきであり、条例及び規則にその範囲が定められています。

手数料に関しては「高知市手数料並びに延滞金条例」の定めを基本としますが、使用料は施設ごとに条例の定めが異なるため、以下のとおり統一的な基準に基づいて減免の範囲を定めるものとします。

全施設共通して以下の場合に該当するものを減免対象とします。

- ・ 市が主催・共催するとき（免除）
- ・ 当該施設の管理運営団体が、当該施設を公共目的で使用するとき（免除）
- ・ 施設の設置目的に沿った活動かつ市の施策や事業に関連する公益性（※）のある活動で利用するとき（免除及び減額）
- ・ 高齢者の利用料を減免するときは、65歳以上とする

※ 「公益性」とは、市の主催・共催する事業と同等程度に不特定多数の利益に寄与する必要があるため、参加者の限定されるスポーツ・レクリエーション活動等を行う場合は減免対象として取り扱わないこととします。

また、条例及び規則において定める「市長が特に必要と認める場合」とは、想定外の事態に対応するもので、公益性が高く真にやむを得ない場合に限るものとします。